

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年1月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「保育士（）の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び」を加える。

第34条第2項中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表中

「

障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
--------------------	------------------

」

を

「

障害児が通学する学校における 健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳児又は幼児に対する健康診査	通所開始時の健康診断、定期の健康 診断又は臨時の健康診断

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定児童発達支援事業所等に置くべき保育士の資格要件に地域限定保育士を加えること、児童発達支援センターにおいて指定児童発達支援の事業を行う者等は、乳児又は幼児の健康診査の内容が通所開始時の健康診断等の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断等の全部又は一部を行わないことができるることとすること等のため、この条例を制定するものである。